

はじめに

- 1 死後事務委任契約
- 2 他の契約や制度による死後事務の対応について
- 3 死後事務委任契約の利用実態
- 4 死後事務委任契約の流れ【チェックリスト】
【モデル条項＜死後事務委任契約書＞】

第1章 死後事務委任契約締結時の落とし穴

1 本人の意思能力の有無

- 【1】委任者の意思能力がなくても推定相続人が承諾していれば死後事務委任契約は締結してもよい!?

2 死後事務委任契約の内容

- 【2】委任契約は委任者の死亡で終了するため、死後事務委任契約は効力を有しない!?
- 【3】死後事務委任契約の受任者は、委任事務に違反した場合には必ず損害賠償責任を負う!?
- 【4】長期にわたる死後事務であっても委任事務とすることができる!?
- 【5】死後事務委任契約の内容は自由に決めてよい!?
- 【6】死後事務委任契約の受任者は、委任事務の履行を他人に任せることはできない!?
- 【7】「全ての財産を相続人Bに相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

3 死後事務委任契約の内容の理解

- 【8】死後事務委任契約の内容を読み聞かせなければならぬ!?

4 親族等協力者の存否及びその協力の有無

- 【9】契約の締結に当たっては、推定相続人を関与させる必要はない!?

5 その他

- 【10】任意後見人は死後事務を行うことができる!?
- 【11】成年後見人が行うことができる死後事務には何かがある!?
- 【12】法人は死後事務委任契約の受任者になることはできない!?
- 【13】死後事務委任契約は公正証書によって作成しなければならない!?
- 【14】受任者が行う死後事務の処理状況を監督する方法はない!?

第2章 死後事務委任契約履行時の落とし穴

1 契約締結後、委任事務履行前後の報告

- 【15】委任者が死亡した事実を把握することが遅れても問題はない!?
- 【16】受任者は、死後事務委任契約締結後、委任者又は委任者の相続人に対し、定期的に連絡・報告をする必要はない!?
- 【17】死後事務を遂行する際に、委任者の相続人への通知や連絡は不要!?

2 葬儀・法要に関する事務

- 【18】成年後見人と死後事務委任契約の受任者のいずれもが葬儀の手配をしていた場合に、どちらが優先する!?
- 【19】葬儀会社に任せておけば問題なく火葬までできる!?

3 行政官庁等への届出に関する事務

- 【20】受任者は、死後事務委任契約を根拠に行政官庁等への届出をすることができる!?

4 病院・施設・自宅の処理に関する事務

- 【21】死後事務委任契約に相続債務の弁済の定めがなくとも医療費や老人ホーム等の施設利用料等は精算してよい!?
- 【22】死後事務委任契約を根拠として委任者の父母の写真や遺影を廃棄してもよい!?
- 【23】死後事務委任契約を根拠として高級腕時計を引き渡すことは問題ない!?
- 【24】死後事務委任契約を根拠に、電気、ガス、水道等の利用契約その他の継続的な役務提供契約の解約等の手続を履行できる!?
- 【25】死後事務委任契約の受任者は、委任者が賃借していた自宅の明渡しを問題なく履行することができる!?

5 ペットに関する事務

- 【26】死後事務委任契約の受任者はペットの引取先を自由に決められる!?

6 預貯金等の処理に関する事務

- 【27】死後事務委任契約の受任者は証券口座を解約できる!?

7 報酬・諸費用の支払に関する事務

- 【28】死後事務委任契約において受任者は報酬を請求できる!?
- 【29】死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?
- 【30】死後事務に要する費用は受任者が立て替える必要がある!?
- 【31】死後事務委任契約を締結する際に預託された預り金に余剰又は不足が生じた場合はどうすればよい!?

第3章 死後事務委任契約終了時の落とし穴

- 【32】死後事務委任契約の受任者が死亡したとしても当該契約は終了しない!?
- 【33】死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?
- 【34】履行不能な委任事務が含まれていた場合には、契約を解除できる!?
- 【35】受任者は、死後事務委任契約における委任事務の終了に当たって、金銭や物品等の返還、報告の必要はない!?
- 【36】死後事務委任契約の受任者は相続財産清算人の選任を申し立てることができない!?

事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

誤解・誤認による「思わぬ不具合」を防ぐ!

実務家が陥りやすい 死後事務委任契約の落とし穴

編集代表

尾島 史賢 (弁護士・関西大学大学院法務研究科教授)

編集委員

溝上 絢子 (弁護士)

仲谷 仁志 (弁護士)



◆ 財産管理契約、任意後見制度、遺言などと一体的に利用される死後事務委任契約について、契約の締結から履行、終了時におけるありがちな「誤認例」を取り上げています。

◆ 間違いが生じる要因を示しつつ、正しい処理を行うために必要な法的論点や実務上の留意点を解説しています。

◆ 弁護士や司法書士はもちろん、法律の専門家ではない社会福祉士など、死後事務委任契約の受任者すべてが利用できる内容です。

A5判・総頁202頁
定価2,750円 (本体2,500円)
送料410円
ISBN978-4-7882-9237-6

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,530円 (本体 2,300円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

【7】 「全ての財産を相続人Bに相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結することを検討していたところ、Aが「全ての財産を相続人Bに相続させる」という内容の遺言書を作成していることが判明した。Xは、問題なく死後事務委任契約を受任できるか。

POINT 受任者が死後事務に要する費用を支出することは、委任者の相続人の相続財産を減少させることや、委任者の相続人に対して費用の支払義務を負わせることにつながり得る

誤解例 全ての財産を特定の相続人に相続させるという内容の遺言書があっても、死後事務委任契約を問題なく受任できる。

本当は 受任者と相続人との間で利害関係の対立が生じ得るため、死後事務委任契約を受任するに当たっては慎重な検討が必要である。

解説

1 委任者の死亡による法的効果

任者に対して依頼しておく契約です。そのため、委任者が死亡した時点から、具体的な委任事務の履行が開始することになります。

他方、委任者が死亡することによって、民法上、被相続人である委任者について相続が開始することになります(民882)。相続の効力として、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することになります(民896本文)。

2 委任者の死亡と死後事務に要する費用との関係

死後事務に要する費用については、委任者の生前に前払を受け、預かり、保管しておく方法と、委任者が立て替えて精算する方法とがあります(【30】【35】参照)。

このうち、前者の方法をとっていた場合、委任者が受任者に対して預けていた金銭の返還請求権については、「被相続人の財産に属した一切の権利」に含まれるため、委任者の相続人がその権利を承継することになります(民896本文)。したがって、受任者が預かっていた金銭を委任事務の履行のために支出することは、同時に、相続人の相続財産を減少させることにつながるため、受任者と相続人との間で利害が対立し得ることになります。

同様に、後者の方法をとっていた場合、委任者の相続開始時までに受任者が立て替えた金銭については、「被相続人の財産に属した一切

【29】 死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?

Xは、知人Aの依頼を受けてAの死後事務を履行する内容の死後事務委任契約を締結した。Xは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から支出することができるか。

POINT 受任者には委任者の財産を処分する権限はない
死後事務委任契約に定めておけば、受任者は委任者からあらかじめ報酬相当額を預かった上で当該預り金から自らの報酬を支出することが可能である

誤解例 死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができる。

本当は 死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができない。Xは、Aから報酬相当額を預かり、当該預り金から報酬を支出するためには死後事務委任契約においてその旨を定めておく必要がある。

解説

1 死後事務委任契約における報酬の請求時期と請求先

者は、原則として無報酬とされており、契約に定めがある場合のみ、報酬を請求することができます(民648-1)。また、死後事務委任契約における受任者の報酬は、請求する時期が契約に定められていない場合、委任事務の履行が完了して初めて請求することができます(民648-2)(【28】参照)。

そのため、受任者は、委任事務の履行完了後、委任者の地位を承継した相続人又は相続財産清算人、遺言執行者(遺言で遺言者の債務の弁済後の残金を相続させる(遺贈する)場合、いわゆる清算型遺贈の場合)に対して報酬を請求することになります。受任者は、委任者の財産を処分する権限を有していないため、委任者の財産から報酬を当然に支出することはできません。

2 預り金による報酬処理の有用性

死後事務委任契約においては、受任者は委任者から死後事務に要する費用を預かることができ、その場合は、預り金から当該費用を支出することができます(【30】参照)。

死後事務に要する費用と同様に、死後事務委任契約における受任者の報酬相当額を預かることにおいて、報酬を預り金から、受任者は預り金から委任者の地位を承継した記のいわゆる清算型遺贈の

【33】 死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?

弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結していた。Aの死亡後、委任事務の履行前に、Aの相続人から、死後事務委任契約の内容に納得がいけないとして契約解除の通知が送られてきた。Xは、どのように対応すべきか。

また、死後事務委任契約をA自身が生前に解除することはできるか。

POINT 委任者は、原則として、いつでも死後事務委任契約を解除できるが、委任者の相続人からの解除は制限される場合が多い

誤解例 死後事務委任契約は、委任契約である以上、委任者、委任者の相続人、受任者いずれの立場からであっても、いつでも解除が可能である。

本当は 死後事務委任契約の明示又は黙示の解除制限特約により、委任者の相続人からは契約を解除することができない場合が多い。

解説

1 委任者からの解除の可否

1)。このため、委任者自身が、生前、死後事務委任契約を解除することは可能です(民651-1)。ただし、契約上、明確に解除が制限されている場合は、この定めに従います。

2 委任者の相続人からの解除の可否

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します(民896)。

そうだとすると、相続人は、承継した委任者の地位に基づき、いつでも委任を解除することも思われます。

しかし、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に役務を提供することを契約の内容とするものですので、委任者の相続人が自由に契約を解除できるとすれば、死後事務委任契約の実益がなくなり、委任者の意思に反することにもなります。また、予期せぬ解除により受任者の利益を害することにもなりかねません。

そこで、死後事務委任契約を締結する際に、委任者の相続人からの解除を一定の事由が生じた場合に制限する旨の条項を設けることが一

Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいか?

A 原則として許されない。

解説

○被後見人の親族への贈与・貸付

後見人は被後見人の財産について、管理権、包括的な代理権を有する(民859)。したがって、後見人が被後見人を代理して被後見人の財産を第三者へ贈与、貸付をした場合、それ自体は有効である(なお、書面によらない贈与契約は、履行を完了するまでは解除できる[民550])。

他方、後見人は善管注意義務を負っており(民869による644の準用)、無意味に被相続人の財産を減少させると、同義務に違反することになる。贈与は対価のない単純な財産減少行為であるから、後見人が被後見人の財産を第三者へ贈与する行為は原則として善管注意義務に違反する。また、貸付は、焦げ付け危険があるので、善管注意義務に違反する可能性が高い。この意味から、第三者への贈与、貸付は、【原則】として禁止される。

他方で、後見が開始したからといって被後見人を取り巻く親族関係や社会的関係に変更を来すものではないから、親族や社会との良好な関係は継続されるべきであり、それまで被後見人が行っていた冠婚葬祭に伴う贈与や社会的儀礼に属する贈与まで否定することは被相続人の(推定的)意思に反するであろうし、ノーマライゼーションの考え方も相容れない。そこで、社会的に相当と判断される贈与等については許容されてよい(後見人の裁量の範囲内)という考え方も成り立つ。

Q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか?

a 冠婚葬祭に伴う祝儀・不祝儀は、法的には贈与に当たる。「冠婚葬祭における金銭提供は、個人々の気持ちに依拠するところが大きく、代理になじまない(全書II507[大山七重])と消極的な意見もある

3 家庭裁判所の許可等

後見監督人がある場合には、不動産の売却には、後見監督人の同意が必要である。

不動産が被後見人の居住用である場合には、(後見監督人の同意に加え)家庭裁判所の許可が必要である(→Q65)。

Advice

○売買契約を締結するときの留意点

売買契約には、一般に、売主が境界を明示する義務、瑕疵担保(契約不適合)責任(民562~565)が規定される。しかし、後見人は境界に関する情報を持ち合わせていないのが通常であり、また契約後に代金減額や契約解除の紛争が起きるのは望ましくないので、できればこれらは免除する契約内容にしておきたい(大澤97)。

Q65 居住用不動産の処分は?

A 家庭裁判所の許可を要する。許可なく処分した場合は、無効である。

が、そこまで厳格に考えることもない。卑近な例を使えば、「姉は結婚祝いをもらえたのに、祖母に後見が始まったので、妹はもらえない」という事態は、孫姉妹間に不平等感を生じさせるし、被後見人(祖母)としても本意ではあるまい。

冠婚葬祭については、被後見人と当該親族の関係(親疎、世話や負担の有無等)、前例、被後見人の意向や推定的意思等に照らして祝儀等を渡すのが相当と考えられる場合には、被後見人の財産等に照らして社会的に妥当と考えられる金額を提供することは許される(後見人の裁量の範囲内)と考える【私見】(運用の状況と課題110も、被後見人と相手方との関係に照らして妥当な金額であれば許されるとする。後見の実務82も同旨。ハンドブックのQ8も同旨であったが、令和4年版から「被後見人の意思や意向を確認した上で」という留保がついている)。ただし、親族や周囲の人間の意向に振り回されないよう十分留意する必要がある。

【実務】的には、金額によっては事前に裁判所に照会し(*)、あるいは経験が浅い後見人は消極に対応するのが無難であろう(祝儀を出さないことが善管注意義務違反となることはない)。また、後見監督人がある場合は、贈与は金額のいかんにかかわらず監督人の同意を要するので、監督人と事前の調整が必要である。

(* 東京家裁裁判所では、贈与については事前に連絡するよう求めている。

Q56-2 お年玉・小遣い等は?

a 祝儀・不祝儀と同様。なお、子や孫への比較的少額の定期的贈与について、後見の実務80は、「本人が判断能力を有する時期から継続的に行ってたことが明らかで、かつ、本人の将来の療養看護に十分な財産が存在するような場合であるなどの事情があれば、従前行われていた金額の範囲内でこれを継続することは認められることがある」とする。

Column

○取消権の呪縛?

任意後見のデメリットとして取消権がないことを挙げるのが一般的であるが、果たして取消権は機能するのだろうか? 実際、悪徳商法に対して事後に取消権を行使して被害の回復(原状回復)ができたという例がどれほどあるだろう(日本弁護士連合会「成年後見法大綱(最終意見)」(1998年)28)。正常な取引は取消しの必要はなく、むしろ「取引の安全」を害するおそれがある(成年後見制度の改正議論において金融機関や証券会社の心配はこの点にあった)。本人の保護は、行為能力制限(成年後見制度による取消し)ではなく、取引法や消費者法における「不公正・過大」を理由にする一般的な取消権を整備する方が妥当な結果を導くように思われる。

Q153 任意後見と法定後見の関係は?

A 任意後見契約が登記されている場合は、原則として、任意後見が優先される。

解説

1 任意後見と法定後見の調整
任意後見は本人の意思に基づく支援制度であるから、任意後見と法定後見とは任意後見が優先する。任意後見の登記がなされていて両者が競合する可能性がある場合には、裁判所は、法定後見による支援が「特に必要」かにより判断する。具体的には、以下のとおり。

2 任意後見監督人選任申立てがなされた場合
先行する法定後見がなければ、裁判所は、任意後見監督人の選任要件を

成年後見実務マスター

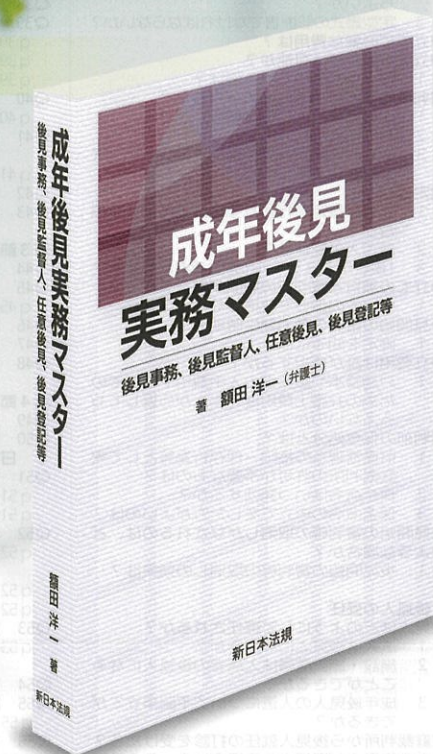
— 後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等 —

著 額田 洋一 (弁護士)

◆成年後見制度の理論上の問題から現実的な対応まで、課題解決に役立つ実務知識を解説しています。

◆成年後見・任意後見の制度手続にとどまらず、消費者保護、社会保障、税金など後見事務の遂行に関わる多種多様な法律実務を網羅しています。

◆制度の黎明期から実務をリードしてきた著者がその知見と経験をまとめた関係者必携の一冊です。



A5判・総頁466頁
定価5,720円(本体5,200円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9206-2

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
〈電子版〉
定価 5,170円(本体 4,700円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

掲載内容

序章

- Q1 成年後見制度とは？
Q2 法定後見とは？
Q3 任意後見とは？
Q4 成年後見制度の対象者は？

第1章 成年後見の開始

- 第1節 開始の手続
Q6 成年後見はどのようにして開始するか？
Q7 申立てはどのようにするの？

- Q8 申立てができるのは？
Q9 申立書、必要書類等は？
Q10 申立てに必要な費用は？

- 第2節 後見人の選任
Q19 後見人はどのようにして選任されるか？
Q20 家庭裁判所から後見人選任の打診を受けたら？

第2章 後見事務

- 第1節 後見事務の概要
Q22 後見人の職務は？
Q23 後見人の財産管理権限は？

- Q27 成年後見人の権限に制約がある場合は？
Q28 後見人の報酬は？
Q29 後見事務の費用は？

- Q34 利益相反行為については？
Q35 特別代理人とは？
第2節 後見開始時の職務
Q37 成年後見人の就任時にすべきことは？

- 第3節 裁判所への報告等
Q44 裁判所への報告はどのようにして行うか？
Q45 定期報告とは？

- 第4節 財産管理
Q49 財産管理の目的は？
Q50 財産管理の基本原則は？

- Q65 居住用不動産の処分は？
Q66 居住の確保一被後見人の自宅が借地の場合は？

- Q75 保険の管理は？
Q76 債権の管理は？
Q77 負債の処理は？

- 第5節 身上監護
Q89 身上監護とは？
Q90 定期面会は必要か？

- 第6節 訴訟・個人情報等
Q104 被後見人に関する訴訟等については？
Q105 後見人が裁判等を行う場合の報酬は？

- 第7節 成年後見の終了
Q108 成年後見は、どのような場合に終了するか？
Q109 成年後見人の辞任は？

- 第8節 死後事務
Q115 死後事務とは？
Q116 葬儀は？

- 第9節 後見制度支援信託・支援預貯金
Q119 後見制度支援信託・支援預貯金とは？
Q120 信託のための専門職後見人（信託後見人）の役割は？

- 第3章 後見監督人
Q123 後見監督人の職務、役割は？
Q124 後見監督人の義務は？

- Q134 後見監督終了時の職務等は？
第4章 保佐・補助
Q135 保佐・補助の申立ては？

- Q142 保佐人・補助人の代理権は？
Q143 同意権・取消権行使における留意点は？

- 第5章 任意後見
第1節 任意後見の検討
Q152 任意後見契約の相談を受けた場合の留意点は？

- 第2節 任意後見契約の締結
Q154 任意後見契約の締結方法は？
Q155 任意後見人となる者は？

- Q161 任意後見契約の無効（意思無能力）を任意後見監督人選任の審判の争点にできるか？
Q162 任意後見監督人の人選は？

- 第4節 任意後見業務
Q163 任意後見人の意思尊重義務・身上配慮義務は？
Q164 任意後見業務の内容は？

- 第6章 後見登記
Q171 任意後見監督人の職務は？
Q172 任意後見監督人選任時の留意事項は？

- 第7章 取引の相手方の留意事項
第1節 法定後見（成年後見・保佐・補助）
Q183 成年後見人等であることの確認は？

各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

資料

- 成年後見関係民法条文（準用関係）
○審判手続一覧
○登記の申請を要する場合と手数料

索引

- 判例年次索引